

## 第20回

# 白鷗大学学生法律討論会



日時：2026年7月1日(水) 15:00~17:00  
場所：白鷗大学本キャンパス白鷗国際ホール  
出題：香川 崇 教授 (富山大学 経済学部)  
審査：香川 崇 教授  
司会：川上 生馬 (本学教員)  
主催：白鷗大学法学部・白鷗大学法政策研究所

### 【企画内容】

各参加団体の代表者が、事前に発表された民法の事例問題につき、壇上で論旨を発表し、その論旨の内容について他の参加団体および一般参加者との間で質疑応答を行います。立論と質疑応答の内容をもとに審査員が審査します。  
**優勝団体等には豪華賞品を贈呈します。**

### 【見学】

**入退場は自由！誰でも自由に見学することができます。**当日は会場まで気軽に足を運んでください。なお、討論会では、**会場にいる誰もが参加団体に質問することができ、優秀な質問者(3名)にも豪華賞品が贈呈されます。**

### 【問題】

#### 【事実】

1. 実業家 X は、甲土地と乙土地を有していた。X は、新規事業として甲土地上にダンススタジオを建設して経営することにした。偶然テレビ番組を見ていたところ、建築士 Y による建築例が紹介されていた。X は、Y の手腕に感心し、Y に対して建築を依頼することにした。
2. X は 2022 年 7 月 1 日、Y との間で、①甲の上に丙建物を建設する請負契約を締結した。
3. X は、Y に心酔し、乙の上にもダンススタジオ用の建物を建設してもらうこととした。そこで、X は、同年 8 月 1 日、②乙の上に丁建物を建設する契約を締結した。①②の契約では、それぞれ、請負契約書が作成されたものの、契約不適合による損害賠償の期間制限に関する条項はなかった。もっとも、「本契約書に定めのない事項については、X と Y は、協議の上、円満に解決する。」との条項(以下、この条項を「協議条項」という)が存在した。
4. Y は、2023 年 10 月 1 日に、丙と丁を完成させて、X に対して引き渡した。
5. X は、両建物をダンススタジオとして利用していたが、2033 年 7 月 1 日、突然、両建物の床に 2メートルに渡る亀裂が入った。同日、X は知り合いの A 工務店に床の修理を依頼した。A の調査から、両建物の床スラブ(鉄筋コンクリート造の床)にひび割れが生じたために、その上に載っている床板に亀裂が生じたことがわかった。また、A によれば、コンクリートは乾燥時に収縮を起こすため、通常、設計段階でコンクリートの収縮対策を講じなければならないが、両建物はいずれもそのような措置がとられていないことも判明した。X は、同年同月 10 日に、これらの事実を認識し、A に床スラブと床板の全面的な張り替えを依頼し、合計 500 万円(丙の工事費用 250 万円、丁の工事費用 250 万円)を支払った。
6. X は、2033 年 8 月 10 日、Y に対して、甲と乙につき、建築請負契約に関する契約不適合を通知した。

[問題]

以上の〔事実〕を前提として、以下の(1)～(3)の場合について、XがYに対して損害賠償を請求しうるか検討しなさい(なお、過失相殺については考慮しなくて良いものとする)。

(1) 通知を受けたYは、2033年9月1日、どの債務に充当するのかわを示すことなく、250万円を支払った。Xは、2038年8月10日、Yに対して残額250万円の支払いを求める訴えを提起した。この場合に、Xは、Yに対して損害賠償を請求できるか(なお、本件では充当の指定がなく、かつ、法定充当が適用されないものとする)。

(2) Xから連絡を受けたYは、「確かに、コンクリートの収縮を考慮した設計はしていなかった。しかし、それだけで、このような大きな亀裂は生じない。今回の床スラブの破損の原因はダンススタジオとして使用していたため、床スラブに負荷がかかったことにある。だから、私には契約不適合責任がない。」と回答した。XとYは、2033年9月1日、契約書の協議条項に基づいて、翌年(2034年)9月1日まで1年間協議をする旨を合意した。もっとも、この合意につき、書面は作成しなかった。協議は、およそ2か月に1回開催されたものの、2034年7月1日の会合にて、Yから協議打ち切りが宣言され、終結した。そこで、Xは、同年8月1日、Yに対して、損害賠償として500万円の支払いを求める訴えを提起した。この場合に、Xは、Yに対して損害賠償を請求できるか。

(3) (2)で協議を行う旨の合意をすると共に、その合意に関する書面を作成していた。また、Yは、2034年7月1日の会合において、「お互いに落ち度があると言うことで、100万円であれば損害賠償を支払っても良い。しかし、それ以上は一円たりとも支払わない。」と提案した。Xがこの提案を受け入れなかったため、Yは「これ以上の話し合いは無駄なので、もう話し合いはしない。」として協議の打ち切りを宣言し、XとYの協議は終結した。そこで、Xは、同年12月1日、Yに対して、損害賠償として500万円の支払いを求める訴えを提起した。この場合に、Xは、Yに対して損害賠償を請求できるか。

以上